

寄付金の税制優遇について

公益財団法人日本スポーツ協会では、法人税法、所得税法、租税特別措置法において認められた「特定公益増進法人^{*}」としての税法上の優遇措置を利用し、寄付金募集（「免税募金」）を実施しております。「免税募金」は、本会や本会加盟団体に寄付をしていただいた寄付者（法人・個人）が税制上の優遇措置を受けられる制度です。

^{*}全ての公益社団法人・公益財団法人が、「特定公益増進法人」と位置付けられています

〔寄付者が法人の場合〕

○特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額の優遇措置について

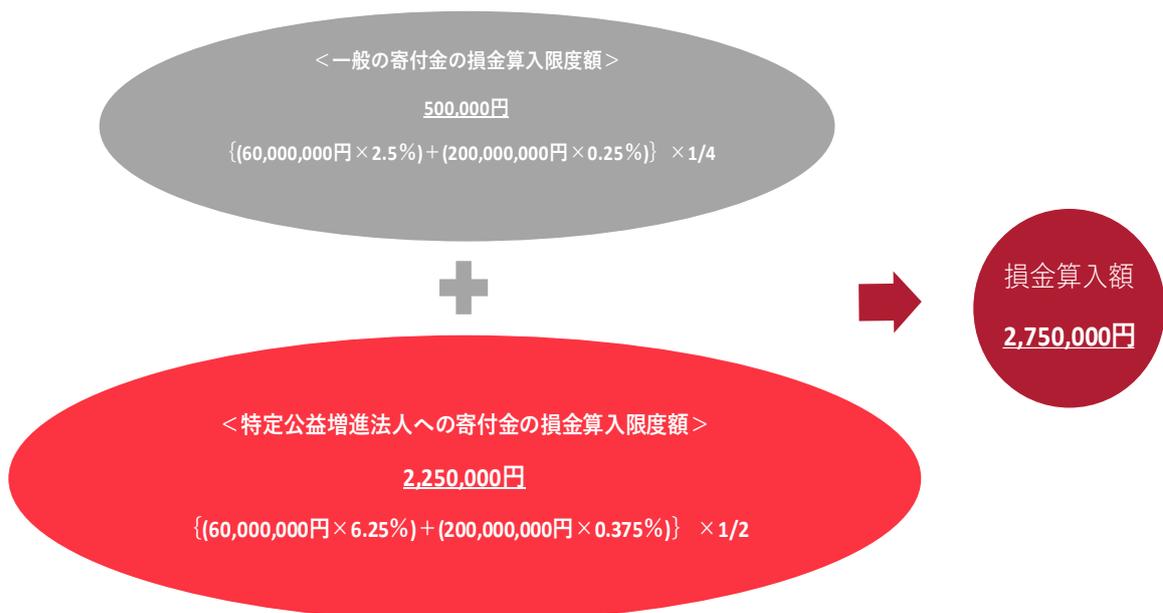
法人が寄付を行うと、優遇措置によりその法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。このとき、特定公益増進法人に対する寄付については、**一般の寄付金の損金算入限度額**【(所得金額の2.5%+資本金等の額の0.25%)×1/4】とは別に、**別枠の損金算入限度額**【(所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%)×1/2】が設けられています。つまり、損金算入額が増え法人税の軽減が図られることとなります。

例えば、資本金2億円、所得6千万円の民間会社が寄付をしたとします。会社は、寄付金額と同額を損金算入するのが原則ですが、「一定の損金算入制限」があるため、損金算入限度額を超える額は、損金算入できません。この時、この会社の損金算入限度額は50万円になります。同じ会社が特定公益増進法人へ寄付した場合、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が認められます。そのため、損金算入限度額が275万円（225万円+50万円）となり、法人税の節税につながります。

★法人税＝所得(益金－**損金**)×税率

<例>

民間会社	資本金	200,000,000円
	所得	60,000,000円



〔寄付者が個人の場合〕

○特定公益増進法人への寄付

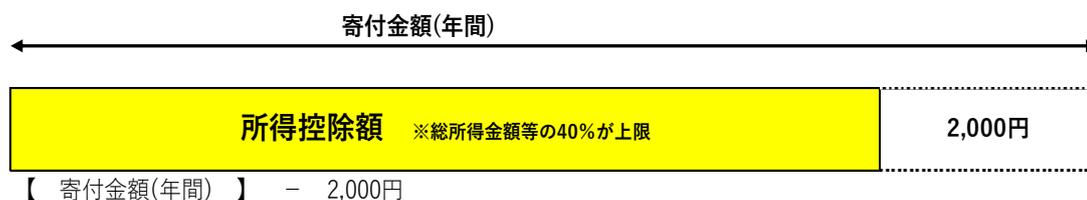
個人が寄付した場合、「所得控除制度」又は「税額控除制度」の適用を受けることができることとなっております。このうち、「税額控除制度」は、一定の要件を満たし、行政庁(内閣府)から税額控除証明を受けた法人へ寄付をした場合のみ適用を受けることができます。

日本スポーツ協会は、一定の要件を満たし、行政庁(内閣府)から税額控除証明に係る証明を取得(2013年3月23日取得、2018年5月6日更新)しておりますので、「所得控除制度」と「税額控除制度」のいずれかを選択することができます。

※通常、「税額控除制度」を選択する方が免税効果が高くなりますが、総所得金額によっては「所得控除制度」を選択した方が良い場合もあります。

<所得控除制度>

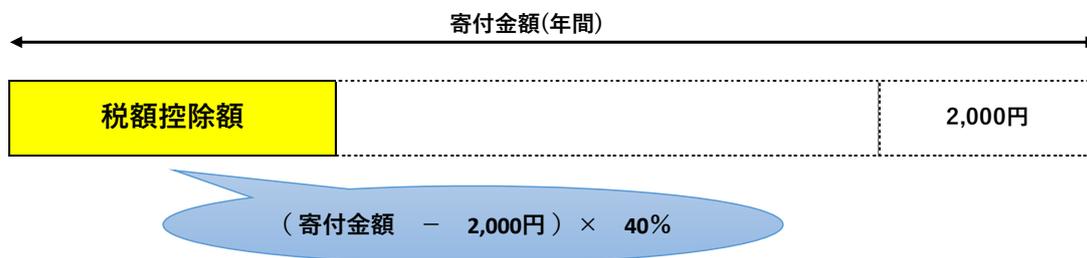
「その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額」を、その年分の総所得金額から控除できます。※総所得金額等の40%が上限になります



例えば、年間の総所得金額が800万円の方が、10万円の寄付を行った場合、寄付金額10万円-2千円=9万8千円を、総所得金額から控除することができます。なお、控除金額には上限が定められており、総所得金額等の40% (800万円×40%=320万円) が上限額となります。

<税額控除制度>

「年間の寄付金から2千円を差し引いた金額の40%」が税額から控除されます。



例えば、個人が年間で10,000円寄付をしたとすると、確定申告をした後に3,200円： $(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\%$ が税額から控除されることになります。

例

